

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社員に支払う学費は給与課税されるのか

Q：人手不足の昨今、当社も求人に頭を悩ませています。そこで、社員が夜間に専門学校へ通うための学費を負担することにしたいと考えています。これは社員への給与扱いになるのでしょうか。

A：社員への学費補助が現物給与となるか否かは、ひとえにそれが会社業務の遂行上『直接』必要かどうかです。

【解説】

社員に対する研修会・講習会の出席費用や専門学校の学費補助費用を会社が支出した場合には、それが仕事上直接必要なものであれば、会社は単純に損金となり、社員側は非課税となります。

しかし、仕事上直接必要でないものであれば、会社は給与として支出することになり、社員は給与所得として課税されます。

「直接必要」か否かの判断は、なかなか困難なところですが、その具体的判断例を掲げておきますので参考にしてください。

《直接必要として非課税となるもの》

1. 自動車を使用する社員の自動車学校の授業料
2. 貿易業務を行う社員の英語学校の授業料
3. 経理担当社員の経理学校の授業料

《間接的なものとして給与課税されるもの》

1. 自動車を使用しない社員の自動車学校の授業料
2. 教養のための英語学校の授業料

